

服 装 ・ 頭 髪 規 程

徳島県立池田高等学校辻校

項 目	規 定
制 服	<p style="text-align: center;">冬服</p> <p>①男子は標準学生服を着用し、指定のボタンをつける。 ②女子は指定の制服とリボンを着用する。 ③ズボン着用時には、華美でないベルトを使用する。 ④スカート丈は膝が隠れる程度とする。 ⑤靴下は白・黒・紺とし、無地のものとする。ただし、入学式や卒業式など式典の際には黒または紺とする。 ⑥ストッキングは黒またはベージュとする。</p> <p style="text-align: center;">夏服</p> <p>①男子は指定の校章入り開襟シャツを着用する。 ②女子は指定の制服とリボンを着用する。 ③制服・開襟シャツの下には華美な色物や柄物の衣類を着用しない。 ④その他は冬の服装に準ずる。</p>
期 間	<p>・冬服は原則として10月1日～5月31日、夏服は原則として6月1日～9月30日とする。</p>
コ ー ト・マフラー	<p>・防寒具は華美でないものとする。 ・マフラーは華美でないものとする。</p>
靴	<p>・革靴は黒又は茶とする。</p>
頭 髪	<p>・パーマ、染髪、脱色等は禁止する。 ・髪留めは華美でないものとする。</p>
その他	<p>・化粧、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止する。 ・ピアス、指輪、ブレスレットなどの服飾品は禁止する。</p>